

# 知的財産立国を目指して

## - 特許庁長官と 若手審査官の座談会 -



(三原 司会) : 今日審査業務部意匠の濱本さん、特許審査第一部の住環境の後藤さん、特許審査第二部の一般機械の村上さん、特許審査第三部の生命工学の新留さん、特許審査第四部の伝送システムの岡本さんに参加していただきます。

中嶋長官から今年のはじめごろ「職員へのメッセージ」をいただいております。またシンポジウムにおいて講演をなさっております。その中で、今年は大いなる試練の年で、審査未着手件数が80万件を超え、審査制度の危機ということをおっしゃっております。そんな中でも誇りと自信をもって業務の効率化を進めてほしいとっております。こういうことを中心に、長官と若手審査官の皆さんで、質問や意見を交換し、お互いに理解を深めていただければと思います。

### 1. 世界の中の日本国特許庁

(三原) まず、長官が積極的に取り組んでおられる国際的な活動に関し、今回のメッセージの中でも「世界の中でモデルとなる強靱な特許庁」という言葉をお使いになっておられますが、その意味についてお話しいただけますか。

(長官) 今日はこのような機会を設けていただき、ありがとうございます。いま特許庁は2750人という多くの方が働いている組織ですが、やはり日本の特許庁は世界で最も進んだ特許庁のひとつだと思います。

私自身はこの20年間ぐらいずっと知的財産の問題にいろんな形でかかわってきましたが、私自身が特許庁という組織で働くのは、今回が初めてです。あらためて、組織としての特許庁で働いてわかったことは、世界中にある数多くの特許庁の中でも、日本の特許庁が先駆的な

ビジネスモデルをつくっているということです。

ビジネスモデルといっても、皆さんの仕事は民間というビジネスとは違います。広い意味での政府の公的なサービスを提供するという意味で、審査・審判の仕事は高度の専門性に加えて、厳しい公正中立性が要求されます。

いま特許庁は創立120年ぐらいです。いままでもそうですが、これから世界の中で特許庁間の競争というものがますます厳しくなると思います。

皆さんは日本に住んでいて、世界中の多くの人からうらやまれる生活水準を誇っており、また平均寿命を見ても世界で最も長寿な国です。それだけのことを達成したということは、日本の輝かしい成果だと思います。ただ、この状態が21世紀も22世紀もずっと続くという保証はありません。スイッチを押せば電気がついて、蛇口をひねれば水が出るのは自然現象ではなくて、それなりのしかけがあるからです。日本がずっと先進国であり続けられるかどうかは、ひとえに日本の中でいかに付加価値の高い活動が行われるか、最近の言葉でいえば、イノベーションが日本の中で持続的に行われるかどうかで決まります。

例えば、いま現在あるテレビや車などは、他の国が頑張れば、いずれ相当程度まで同じようなものが作られるようになります。だからいままでもなかったようなものを作ったり、いままでもなかったようなサービスを提供することが重要です。そのためには、それだけの最先端

の技術がなければできません。先進国というのはつねに自国の中で資金や人材を結びつけて、イノベーションが沸々と起きるような国のことです。

よく知財立国といわれるように、国内でそういった知的な創作活動が行われ、知的財産が創造、保護され、それが活用されて収益を生めばまた新たな創造につながっていきます。

私たちの仕事は、知的財産の創造と保護と活用のサイクルの中の主として保護の部分を中心に担っています。だから、産業財産権制度は21世紀の先進国、つまり知的財産立国の制度、インフラを担っていると思います。

世界各国の企業同士は、日々いろいろと競争しています。国同士も、広い意味で競争しています。実は特許庁同士も仲間であると同時に、ある意味では競争しています。例えば極端なことをいえば、いま日本の企業が日本で特許を取得しようと思うと、26ヶ月もお待ちいただくことになっています。もちろんアメリカでもヨーロッパでもある程度の待ち時間はあります。しかし、ある国で特許を取ろうと思うものすごく時間がかかってしまうということになれば、その国の企業にとってみればやはり不利なわけです。

もちろん、単に早ければいいというものでもありません。いくらその国で特許が取れても、その特許の質が悪くて裁判したらすぐ負けてしまうとか、海外に出願したら認められないとか、そんなボロボロの特許だったら、いくら早くても意味がありません。

日本という国がどれだけ知的財産の制度に基づいてきちんと知財の保護を実施しているかということが示されて初めて信頼が得られて、日本の企業もそこで活動するし、外国の企業も日本に投資しようということになります。日本の特許庁は日本の企業のためだけに仕事しているのではなく、当然外国の企業のためにも仕事しているわけです。

いずれにしても、企業や国がいろんな形で競争すると同じように、各国の特許庁同士も協調関係にあると同時に競争関係にあります。とくに特許の世界というのは、産業界、ユーザーからすれば日本で特許になったらそれが世界中で通用するというのがいちばんいい。ところがいまの特許制度というのは、日本の特許庁が審査しても、日本の国内でのみ有効な特許しか与えられません。そのかわり、出願公開されて情報は世界中に知られてしまいます。これは企業にしてみると便利な面もあるけれど、不便な面もあります。世界中に知られてしまうのなら、



中嶋 誠  
(なかじま まこと)  
特許庁長官

世界中で特許として認めてほしいと考えるのは当然です。そのためにどうすればいいかというと、まず各国の特許制度が同じになって、審査の能力、質も同じになって、特許が認められた後のエンフォースメントというか、実際の行政的措置、さらに望むらくは司法上の扱いとか、そういうものもだいたいハーモナイズされてくるというのが、いちばん良いと思います。

しかし、世界の特許庁がいつ頃にそれをできるわけでもないし、いつ頃に世界中の特許の法律が同じになるわけでもありません。そうすると、いまできることとしては、せめて先進国の間だけでもハーモナイズできないかと、それもすぐには無理であれば、せめて日米欧だとか、それも難しいなら日米で特許審査の協力ができないかとか、さまざまな試みがなされているわけです。

## 2. 日本国特許庁の先駆モデル

(三原) 長官はいま先駆モデルとおっしゃいましたが、それは具体的にはどのようなものでしょうか。

(長官) 先駆的なものは、大きく2つあります。ひとつはオンライン出願です。特許の、しかも出願だけでも年間40万件を超えるような膨大な案件を処理しようと思うと、特許はデータの蓄積が必要ですから、あらゆる意味で相当大掛かりな情報処理のシステムが必要です。日本は20年以上前に、ペーパーレス計画を始めました。そのこともあって、特許の特別会計ができたわけです。それが随分と試行錯誤を経たうえで、いまや、世界で最も進んだオンライン出願ができる仕組みになっています。日本では97%がオンライン出願で、アメリカでは2%、ヨーロッパは30%。ここまで来る道は決して平坦ではなかった訳ですが、やはり大きな成果だと思います。

最近よく、eガバメントとか、電子政府とかいわれていますが、特許の出願ぐらい、オンライン化を徹底して実現したものはありません。これがひとつです。

そしてもうひとつは、サーチの民間外注です。これは10年以上前から本格的にやり始めて、いまはだいたい7割ぐらい外注ができています。これも実は欧米ではやっていないことです。

オンラインとサーチのアウトソース、この2点が成果をあげているがゆえに、審査官の数からすれば日本の特許庁が任期付きの方も入れて1400人ぐらいで、欧米が4000人近いのにもかかわらず、年間の処理の件数からすれば日本のほうが何倍にもなっています。これはもちろん、ひとりひとりの資質が優秀だということや、皆さんご自身のご努力もあると思いますが、やはりシステムとしてそういう仕事の仕方のモデルを確立したことが非常に大きいと思います。これは多くの国の人が学んでいます。いちばん典型的なのは韓国です。そういう意味で日本の特許庁は先駆的なモデルだといえます。

### 3. 世界で通用する特許

(三原) 先ほど長官のお話にありましたが、日本で最初に特許をとって、それが世界で通用するというのがひとつの理想だと思います。これも先駆的なモデルをつくるということになるのでしょうか。

(長官) そういう形は21世紀には必須だと思います。例えば欧州でも、国王陛下が誰かに特許を一種の特権のように与えた時代がありましたが、これは、あくまでもその国の中で特許が通じればいからです。しかし、いまは企業の活動がグローバル化していて、日本で生産すると同時に海外で生産したり、あるいは日本で生産しても当然海外に輸出します。国際的な活動をする企業にとって、一つの国、例えば母国の日本国内だけで特許をもらっていても全く不十分です。そうすると、主たるビジネスの地域、例えばアメリカやヨーロッパでも特許になってほしいということになります。

いまだって、特許を取りたい人は、パリルートとかPCTルートでアメリカでもヨーロッパでも特許を取っています。しかし、実態はそのためにそれぞれもう一度出願して、サーチをしてもらい審査をしてもらわなければなりません。これからますます国際出願も増えるでしょう。日米欧だけじゃなくて中国やインドでもいづれ爆

発的に出てくるでしょう。それをみんな、世界中のそれぞれの特許庁が一からサーチして審査するのはあまりにも無駄です。そんなことをやっているのだったら、各国でもっと知的財産の創造のほうに人材を向ければいいと思います。

企業にしてみれば商品売るのはもちろん大事ですが、「技術」だって商品といえば商品です。しかし、普通もの売るときには、例えば、家電製品や自動車の基準は共通になっていて、お互いにしるべき検査機関が検査すれば、その結果お互いに受け入れるということになっているのに、特許は違います。

ただし、いまさらハワイかどこかに世界の特許庁をつくって日本から何人、アメリカから何人、ヨーロッパから何人、それで何千人とかを集める必要は全然ありません。それぞれの特許庁の審査レベルがお互いに信頼できるものであればいいと思います。そして、制度がだいたい同じであれば、その範囲においては、ある種の相互認証に向けて進むことができるはずですよ。

もちろん、特許の制度というのはそれぞれ各国の歴史や沿革がありますから、自動車や家電製品と同じようにいっぺんには相互認証できません。例えば、お医者さんの医療の行為について、アメリカは特許を認めますが日本やヨーロッパは認めていません。しかし、こういうことは言い出すときりがありません。全部、100%問題が解決しないと何も進まないというのは、ユーザーから「だから役人はダメなんだ」と言われてしまいます。

(三原) できることからやっつけようということですよ。

(長官) そうことです。

21世紀、22世紀を睨んだときに、大きな流れとして制度や運用のハーモナイズがだんだん進んでいくと思います。そのときに、誰がリーダーシップをとっていくか



三原 裕三  
(みはら ゆうぞう)

審判部  
審判第3部門



ということなのですが、いちばんその必要性を感じているのは日米欧のユーザーである産業界です。

私たちはユーザーのために仕事をしています。しかもユーザーから出願料、審査請求料をいただいて、お給料をもらっています。そのユーザーの要望が正当なものであり、日本の国の利益に資するならそれを実現すべくリーダーシップをとっていくべきだと思います。

もちろんWIPOも大事で、皆さんの同僚に頑張っているだけども、なかなか先進国と途上国の間に対立があって進みません。そうするとせめて先進国間で、もっともそれだけでも40カ国ぐらいになってしましますから、せめて日米欧の3極特許庁でなんとかしようとしています。その中でも若干温度差があって、やはり日米が産業界同士も特許庁同士もまずそういうことをやっということになり。いずれEPOも入ってくると思います。そういう意味で、この特許の行政分野というものは制度全体の中でも日本が非常にリーダーシップをとりやすい分野だと思います。これは、過去120年の先輩たちのおかげで、日本の特許庁に対する信頼があり、日本の特許庁はただ単に自国のことだけを考えているのではなく、これからの世界全体の特許制度の方向性を考えながら提案している、ということが理解されていると思います。

(三原) 新留さん、どうですか。

#### 4. アジア特許庁

(新留) 日本で特許になったものが他国で特許になるという、インフラをつくっていかねばならないというお話なのですが、そのやり方としては、例えば相互承認もあると思いますが、もうひとつ、ヨーロッパの特許庁は上の組織をつくってしまって、統一の組織で統一の

ルールでやるという、どちらかという組織論から先に入るアプローチもあり得ます。

いまおっしゃったお話だと、まず日米欧ということで、組織論の話にはなりにくいと思うのですが、例えばアジアに目を向けて、アジアでそういう組織をやるという方向性は考えられるのでしょうか。

(長官) 私も20年ぐらい前にブリュッセルで、日本のEC日本政府代表部に3年間勤めました。たしかにヨーロッパは、シングルマーケットをつくるという、経済を超えて外交とかヨーロッパユニオンまで来ていて、ヨーロッパ大統領を選ぼうとか、ヨーロッパ外務大臣を選ぼうとかいうところまで来ています。ヨーロッパ議会、ヨーロッパ裁判所まであります。そういうものすごい求心力というのがあって、EPOというヨーロッパ特許庁ができています。そして、本当の意味でのシングルヨーロッパンパテントをつくらうと、ずっとやっています。それは彼らの執念として、いつか必ずどこかで実現すると思います。ただ、それと同じようなことをアジアでやるというのは現実的ではないと思います。

まず、国の経済発展のレベルや特許庁の歴史や体制はアジアの国の中で相当差があります。そういう中で、ドーンと「アジア特許庁」みたいなものをつくるというのは現実的ではないと思います。

それよりも、いま制度が基本的には非常に近寄っていて、かつ審査の体制や能力もお互いに信頼しあえるのは日米欧です。世界の特許の出願の8割ぐらいを日米欧が占めています。したがって、その間で、実態的に相互認証に近い形をまずやっというのがいちばん現実的だと思います。

だんだんほかの国も体制が整って、人的な能力も高まったり、情報システムが整備されたりすれば、いずれは世界中の多くの国がそういう相互認証に近い仕組みに参加できると思います。そういう意味で、いまのやりかたが一番現実的だと思います。

そういうふうになっていくと皆さんの国際関係の仕事はますます増えるし、ますます質的な面での改善が求められます。そういう相互認証システムができると、お互いに余計なことをしないですむから、審査する件数が減っていくのじゃないかとか、アメリカで出願、審査したものをこちらで受け入れられるからむしろ楽になるのじゃないかと思うかもしれませんが、私はそんな単純な話ではないと思います。



まず、根っこの出願件数というのはこれからもベースがあるでしょう。その中で、むしろ国際出願の割合が増えると思います。当然ながら先進国の間では、技術は日進月歩だから、お互いに審査の質を競うというか、量的な面でも質的な面でも、特許庁間でいい意味での競争になると思います。だから、よもや相互認証が進むと、自分たちの仕事がどんどん減るのじゃないかとか、アメリカからみんな押し付けられるのじゃないかとか、そんなことはありません。お互いに切磋琢磨して、ユーザーの人たちの要求に応えられるようにしようということです。それはご理解いただけると思います。

## 5. 相互認証に向けて

(岡本) 今年5月にUSPTOにて開催された三極審査官会合に参加させていただいたのですが、率直な意見としては、相互認証でお互いの審査結果をオートマティカルに受け入れるというのは、いまの段階では結構厳しいかなということを感じました。

その上で、段階的にやっていくというお話は非常に興味深かったのですが、どういうステップで、今後やっていくのでしょうか。

(長官) それはもちろん、最初から向こうで特許になったら、それを自動的に受け入れるという話ではありません。まず、第一庁のほうで出願を受け付けてサーチして、審査結果が出たらそれを第二庁のほうの審査において活用して、早く優先的に審査してくださいよ、ということでしょう。要するに、一からまたサーチすることはないでしょうということです。三極の間のサーチの能力とか審査の能力というのは相当程度に信頼感はあるわけです。また、サンプリングで審査についてすり合わせをしてみたら、もちろん若干違いはあるにせよ、相当程度同質の審査になっているということも実証済みなわけです。

しかし、一方の結果をオートマティカルに受け入れるとは言っていません。第一庁のサーチの結果をフルに利用して、それから審査の結果も参考にする。そうすれば、少なくとも一からやるよりは早く第二庁でも審査できるはずだということです。そういう意味で、優先的に早く審査をしましょうということです。

ご承知の通り、日米で行う特許審査ハイウェイは一年間は試行です。今年の7月から来年6月までやってみて、このハイウェイは1年間何台車が走るかわかりません。しか

し、少なくとも産業界の中で、少しでも早く国際的な特許をとっておこうという人にとっては、十分メリットがある制度だと思います。また双方の特許庁にとっても重複するワークロードの軽減ということで意味があると思います。

これはあくまでも試行ですから、実際にやってみたら気づく点もあるでしょうし、改善すべき点もあるかもしれません。それはそれでまた手直しをしていけばいいと思います。ただ、これは私の信念というか、確信なのですが、いままで30何年仕事をしていると、世の中、歴史的にはいまこういう方向だというのが見えてきます。私はこの分野については、試行錯誤を積み重ねながらも、相互認証のネットワークがジワリジワリと増えていくと信じています。

(後藤) おっしゃっていることはよくわかりますし、重要性も認識しています。ひとつ伺いたいのは、将来日本も早く審査するようにしないと、数ある特許庁の中から選ばれなくなってしまうと理解していいのですか。

(長官) 日本の大企業の一部は、アメリカで先に特許をとるのですよね、という話をまことしやかに聞かされたことがあります。なんといっても日本は審査が遅い、裁判をやる時にも、アメリカのほうがプロパテントでしかも裁判も早い、という理由です。

いまから思うと10年ぐらい前に、日本の産業の空洞化ということがいわれました。瞬間風速1ドル79円になりました。みんな工場が中国とかに行ってしまうと日本から工場がなくなるといわれました。

その頃、ニューヨークに電話するとき、向こうからかけなおしてくれるほうが通話料が安いから「ツーツー」とやってすぐに切るとか、航空機のチケットも日本で買うよりソウルで買ったほうが安いとか、ダイレクトメールを配るにも日本でやるよりも香港かシンガポールでやったほうが安いとか、ヨーロッパから船でもってくるときも神戸の倉



後藤 麻由子  
(ごとう まゆこ)

特許審査第一部  
住環境(住宅設備)

庫を使わずに釜山の倉庫にあげて外航海運にしたほうが安いとか、ありとあらゆることがいわれました。

それはどういう意味かという、道路や飛行場を含めた物理的なインフラや色々な制度を含めて、日本ではコストや時間がかかるので、これを迂回するという事です。そういう意味で空洞化という迂回現象は、あらゆるものに及ぶ可能性があります。

その一環で、日本の特許はとにかく審査も裁判も長いからまずアメリカで特許をとる、それを甘受するのもしひとつの行き方かもしれないけれど、やっぱり先進国の政府としては、自国のユーザーのニーズに応えきれていないということでしょう。これは恥ずかしいことです。一部の企業はそういうことができるかもしれませんが、日本の多くの普通の企業、まして中小企業には無理でしょう。

いまは極端な例ですが、いずれにしても、そういうネットワークができる中で、日本の特許庁として、日本の産業界の利益は当然ですが、海外の出願者の要求にも応えることを含めて、つねに最先端を行けるような仕組みとか、仕事の仕方をしていくべきだと思います。

## 6. 日本国特許庁のセールスポイント

(村上) いまのお話と似ているのですが、これから相互承認等が進むと、仕事が重要になってくると同時に、特許庁間の競争がでてくると思います。私は途上国に何度か行く機会があったのですが、やはり英語を使うという安心感から、わりと欧米のほうを向く傾向があったと思います。競争になったとき、日本のセールスポイントとしてどのように売っていけばいいか、というのをいつも悩んでいるのですが、長官はどのようにお考えでしょうか。

(長官) やはり欧米が有利というか、英語は事実上、世界でも共通語的なところがあるでしょう。一方で、アジアの国々もそれぞれに母国語があるわけです。日本だって日本にしかない日本語で年間40万件近くの出願を受け付けながら、世界中の文献検索もきちんと行い、かつ審査結果を世界中に向かって英語で発信しているわけでしょう。

その日本の仕事の仕方というのは、中国韓国はいうに及ばず、他のアジアの国にとっても、ある意味では参考になるわけです。そういう仕事をしながら、日本がこれだけ量的にも質的にもレベルの高い特許庁になっているという実績があるわけです。

私は欧米の特許庁のセールスポイントとはまた別の、

日本にしかないようなセールスポイントがあると思っています。ヨーロッパはセールスの仕方が上手です。日本は真面目で、何も、自分たちのシステムを売り込むために途上国を支援しているわけではないけれど、人材育成などいろいろな経済・技術協力を活用しながら、後々、日本の特許庁との人的なつながりもできるようにということやっていくと、たぶん途上国の人は必ず理解してシンパシーを持ってくれると思います。

例えばご存じの通り、中国はEPOが昔から支援してきているし、EPOの人は中国は俺たちが支援してここまで来たのだと思っています。中国の人も、特許庁のホームページなどを見ると、だいたいEPOに支援を受けたとは書いてあるけれど、あんまり日本のことは書いてない。ちょっと残念な気もしますが、別にそのことにめくじらを立てる必要はありません。アジアとかアフリカの国にしても、自分たちにとって何が参考になるかという、日本の行き方というのは、非常に参考になると思うので、それは自信を持って言えいいんです。あとはそれぞれの国のご判断です。

(濱本) 私は国際課で主に中国を担当していたのですが、中国をはじめとする途上国に日本はいろいろ協力しています。専門家を派遣したり、途上国から研修生を受け入れたりしています。これは日本が考える「こう育ってほしい」というビジョンがあつたことだと思えますが、日本が望む方向と違う方向に育ってしまうことがあります。また、特に中国はドイツとか他のヨーロッパの国々と日本を比べ、どちらがより多くの協力をしてくれるか考えています。これからもJPOは協力していかなければいけないと思うのですが、働く者としては悩んでいます。

(長官) おっしゃることはよくわかりますが、それは援助されるほうも才覚があるということです。もらうほうは、たくさんるところからたくさん援助が来たらそれでいいのです。

最終的にどういう制度にするかは相手国の判断ですから、押しつけてはいけません。こういうときは、謙虚な気持ちでかつ自信をもって「日本はこういうふう努力してこうやってきました、いまはこうです。これを参考にしてください。」と言えいいのです。

あとは相手国が、EPOなどと比較して、EPOがいいと思ってEPOのほうに行ったとしても、勝ち負けの問題ではありません。なにがなんでも日本式のモデルを押し付けるということはないと思います。



援助するほうも一回限りにしないように、後もフォローしながら関係を保つなどの工夫が必要だと思います。経済協力という世界はみんなある種の援助支援合戦みたいなところがあるでしょう。その中で、ただ単にお金が多い少ないを競うのではなくて、その国にとってどういうものが参考になるのかという点において、日本の経験や知見が役に立つのなら堂々とすすめてあげれば良いと思います。

ただ単に漫然とやるのではなくて、持続的に、いい意味でアジアの国同士の競争にもっていきこともできると思います。支援というのは、するほうもいろいろと知恵がいるのです。

## 7. 日米特許審査ハイウェイ

(岡本) ずっと疑問に思っていたのですが、日米欧とあったときに、なぜ最初に日米で特許ハイウェイを始めたのでしょうか。EPOの審査官とのほうが交流の機会が多いのですが。

(長官) 日米は、ある意味で決定能力があるし、それだけ特許審査ハイウェイのようなものをできるだけ早くやるという切迫した必要性を感じています。裏返していうと、EPOはそういうことを迅速に決める仕組みになっていません。ご存知のように、EPOがなにかやるとなったら31カ国からのご了解を得なければいけません。私もEC委員会やEUを見ていると大変だと思います。EPOというのは国際機関です。国際機関というのはとにかく、かんかんががくとしていて、時間もかかります。

審査のクオリティとかいうことからすれば、EPOの人は優秀だろうし、組織としてもEPOは素晴らしいと思います。ただ、去年の秋に、日米は今年の7月から特許審査ハイウェイをやろうということがおおむね合意で

きたけれども、EPOはどうかというところから、いろいろ検討します。」ということでした。「じゃあ、あなたやる気はないのか。」というところから「いやいや、やる気はないわけじゃないですよ、まあいろいろと相談することも必要です。」という話でした。

## 8. 推進計画2006

(三原) 次は、先日、2006年の推進計画が出まして、特許審査の順番待ち期間をゼロにしようという目標を掲げた上で、中期目標として2008年には20カ月台に、長期目標としては2013年までに11カ月にしようということになっています。これを実行していくにあたりまして、IN対策とOUT対策があると思います。長官は特にトップ懇等を通じて企業の方とも会われておりますので、IN対策としてどのようなことをやっておられるのか、そのあたりのことをお聞かせください。

(長官) いま、審査請求の津波が来ています。これは2001年の10月以降の出願のものについて、審査請求期間を7年から3年に短縮した、制度改正の時にすでに予想されたことです。だからこそ2004年から、任期付き審査官を毎年100名程度、5年間で500名の増員をしているわけです。

世の中の人に理解してもらいたいのは、政府がいろいろな国際動向にあわせたり、日本の産業競争力の強化の観点から行った制度改正の結果、当然予想される、ある種の津波がおきているということです。したがって、まず政府自ら、具体的には特許庁自らが、任期付き審査官を増やすとか、サーチのアウトソースをもっと増やすとか、国際出願の関係で少しでもお互いの労力を減らすために、日米の特許審査ハイウェイみたいなことをどんどんやっていくとか、審査能力のパワーアップを最大限やっていくことは当然です。

ただ、同時に、日本はいままでずっと出願大国といわれて、それ自体は決して悪いことではないのですが、実はその言葉の中にいろいろな問題とリスクもあるのではないのでしょうか。それは産業界にもよく考えていただきたいと思います。例えば、日本では出願されたもののうち審査請求されるものは半分になって、さらに最終的に特許査定となるものとなると、さらに半分以下になってしまいます。それは欧米に比べても歩留まりが良くないのではないのでしょうか。別に、産業界が余計な手数料



岡本 正紀  
(おかもと まさき)  
特許審査第四部  
伝送システム



を払ってもつたいないとか、特許庁が仕事が増えてかなわないとかいうことではなくて、やはり本当は、もう少し事前のサーチをしていただければ、企業の研究開発段階、出願段階での無駄というものが避けられるのではないのでしょうか。産業界にとっても、貴重な資金とか人材を、少しでも有効に使って研究開発していくという意味で、予めのサーチは大事なことではないのでしょうか。

あるいは、特許を出願すれば、必ず18カ月後に出願公開されてしまいます。もちろん特許の公開情報だけで、単純にまねができるというものではありませんが、出願件数を争うのは20世紀の話です。21世紀の先進国企業の知的財産戦略というのは、やはり特許で出願するのか、ノウハウで管理するのか、出願する場合でも海外出願をどこまでするのか、ノウハウで管理するときも先使用権のことはどのように整えておくのか、そういうことを全体として考えることが必要だと思います。

そういうことを、ぜひ各社真剣に考えていただきたいと思います。もちろん、各社の事業の戦略とか研究開発の戦略と密接に結びつくから、一概にどういう査定率とか、どういうグローバル出願比率が理論的に正しいとか、そういうことを言っているわけではありませんが、結果として、出願や審査の請求も厳選されることになると思います。

私共は、民間で事前のサーチなどもしやすくなるように、特許庁のデータベースへのアクセスを改善したり、研修の機会を提供したり、取下げの場合における審査請求料の返還の制度を拡充したり、いろいろなかたちでお手伝いしています。弁理士の方にも、いい意味での産業

界へのアドバイスを適切にやってくださいと要請しています。

私が1月以降一番心掛けたのは、省内の本部で決めた行動計画というのは、「特許庁に審査請求の津波がきているので、あまり出願しないでください、審査請求しないでください」というキャンペーンをはっているのではない、ということです。我々とはとにかく審査請求があれば、しゃかりきに審査します。そのためにさっき言ったようないろいろな方策を講じています。だけど、それと同時に産業界の方も真剣に考えてくださいということです。

大臣をお願いして特許審査迅速化・効率化推進本部をつくりました。これは、多分特許庁では初めてだと思いますけれど、その趣旨は、経済産業省・特許庁自身が一所懸命やるのは当然だけれども、産業界にもいろいろと考えて欲しいということです。産業界に会って「私が今日来て申し上げたいことが2点あります。一つは特許庁はかくかくしかじか、いろいろとやって、しゃかりきに頑張ります。だけど二つめ、同時に産業界の方も、野球でいえば打席数ばかりを競うのではなくて、ヒットの数とか打率とか打点とかホームランとか、あるいはそもそも場合によってはやたらとバットを振り回さない方がいいかもしれない、そういうことを考える時期じゃないですか」と言っています。

そう申し上げれば、だいたいヘビーユーザーの20社くらいの社長さんなら、皆すぐわかっていただけます。「実はうちも昔は、出願件数の号令を社内に出していました。だけどいまやそういう時代ではないということはおかっています。これを契機に、むしろ歩留まり率を %に、グローバル出願比率は %に持っていこうと思います」とか、いろいろなことをおっしゃいます。

私はちょうどいま、そういう時期だと思います。だから津波の話と出願構造改革というのは、先進国日本の企業の21世紀型知的戦略としてみれば、深いところにつながりがあると思います。

## 9. 特許制度の使い方

(新留) 経済産業省全体として、ひとつの産業構造、産業としてのあり方をどうするのだということを各企業に



問うというというのは非常に意義深いと思うのですが、感触としてどうですか。企業のマインドとしては、特許査定率や、効率性に向かっていくのでしょうか。

(長官) グローバル出願を30%にとか、特許の黒星という表現はいいかどうか知りませんが、特許の黒星を2割カットしましょうとか、そのために一元管理とか私達がいうと、そういう比率を役所の方から押し付けられて、みんな数値を公表されて、ギリギリギリギリ締め付けられるのではないかと、まず各社の知財担当部長さんなどは思います。

それについては、まず、一律押し付けるなんてことは、まったくありませんと申し上げています。ただ、さっき言ったような意味で、いずれにせよ改善した方がいいでしょうと申し上げています。それ自体について、正面からそう思わないと言う方はいません。もちろん、業種によって大きな差異があり、また、企業によって、同じ業種でも特にグローバル出願比率などは大きな違いがあったりしますから、何も役所があなたのところは何%にしないなんて、個別に言う必要性はまったくありません。どう判断して取り組むかは、It's up to youです。私はその問題意識を投げているつもりです。

それから、反応でおもしろいのは、知財部長さんのなかには、「今日は、長官が直接社長に言ってもらって良かった、我々も実はそう思っていたのですが、やっぱり社長は、出願件数が去年より減ったなんていうとまずいのじゃないかと、どうしても思ってしまうので、だから今日は、出願件数で競うのじゃなくて、量より質だと言ってもらって、むしろよかった」と言ってくれる方も少なくないです。

もちろん「そうだと、いままでは出願件数だけ報告していれば良かったのに、これからは査定率だとか、グローバル率だとか、いちいちそんなのにまで社長が関心を持つと、これはやばいなあ」という表情をする人もいます。ただ出願件数だけ報告して、社長を喜ばせていけばいいという時代ではないということ、社長自身も分かっているし、知財部長さんにも分かっていた方がいいと思います。

くれぐれも誤ったメッセージにならないように、「私たちはしゃかりきにやります。だけど皆さんも考えてください。ただしどういうことをやるかは、皆さんのご判断で」ということです。

(三原) 企業に長官が出かけられて、いわれるのは非常

に重要なことだと思いますので、よろしく願います。

(長官) 特許の世界って、いま、これだけ知財立国、知財立国といわれていますが、世間一般の人の理解というのはまだ表面的だし、企業の知財部の人、会社全体とか、日本全体のパースペクティブのなかで、知財戦略を深めていっていただきたいと思います。

我々の仕事はすべてユーザーのため、ひいては日本の国民の皆様のためです。特許庁ができることは精一杯やるけれども、それだけじゃなくて、さっきおっしゃった言葉だとINとOUTとか、そういう全体として、政府と産業界と一緒にあって、大学なども含めて、一国の特許制度をどううまく使いこなせるかということだと思います。そういうきっかけにしたいのです。

## 10. 審査官へのメッセージ

(三原) 今日ここに来ているのは若手の審査官でございます。ぜひ長官から頑張ってもらいたいのご意見をお願いします。

(長官) 私は特許の審査というのは非常に知的で、おもしろくてやりがいがある、と同時に、やっぱり大変な仕事だと思っています。審査も審判も、最終的にはか×かでしょう。やはりそれは責任が重いです。上司、先輩に相談はできるかもしれないけれど、最後は自分が責任を持って決めなければならないわけでしょう。だからある意味では、非常にストレスがたまるかもしれない。

でも、そのストレスに耐えなければいけないのです。誰に強制されたわけでもないし、もしかしたら皆さんにはもっと安楽な道があったかもしれないけれど、皆さんは、特許の審査官という道を選ばれたのです。選んだからには、やや口幅ったいですけど、一回きりの人生なのだから、自分の全身全霊を傾けて悔いのない仕事をしていただければ、もちろんご本人も満足感を得られると思うし、それが日本の産業界とか日本のため、ひいては世界の為にもなると思うのです。いい特許が認められて世界に発信されていくわけですから。

特許の審査というのは、21世紀の先進国であり続けたい日本にとっては、必要不可欠な仕事です。しかも技術は日進月歩ですから、常に日々新しいことにキャッチアップしていくというか、常にチャレンジを受けるわけです。それを解釈して、公正中立な判断をし、質の高い結果を、しかもできるだけ迅速に出すというのは、もの

すごいプロフェッショナルなスキルもいるし、モラルもいる。非常に大事な仕事だから、ぜひ皆さんの能力を最大限に発揮していただきたい。

ただ言っておきたいのは、決してあまり偉ぶらないでほしい、謙虚でいてほしいということです。単純に言わせていただくけれど、私はやはり最も大事にしなければいけないのは、創造する人だと思う。知的財産の創造と保護と活用と言っても、そもそも創造がなければ保護のしようがないわけで、いくら立派な審査官がいたって、そもそも立派な出願がこなければしょうがない。逆にいくら立派な創造があっても、それが的確にちゃんと保護されなければ本来の効用が発揮できません。

ぜひお願いしたいのは、いまは公務員制度とか公務員の仕事の仕方について、世間の目がきついわけです。皆さんも義憤を感じられることもあると思うけれど、残念ながら公務員トータルとしては、いろいろな個別の事例がぼろぼろでてきて「なんだよその仕事の仕方は、民間はこれだけ頑張ってるのに」というふうに見られているわけです。

そのときに「忙しいなか、おれが審査をやっているのに。なんだこの明細書は、こんなことも知らないのか」とか、そういう対応は絶対だめです。出願人は神様ですとまではいわないけれど、出願人あつての審査なのだから、ちゃんと敬意を持って接してほしいということです。

(三原) 誤解されないよう、注意しなければなりませんね。特許庁内なる努力、最大の努力をしていくのだということに関して、抱負などはありますか。村上さんどうですか。

## 1.1. 審査官のモチベーション

(村上) そうですね。今年から処理アップということで大変ではありますが、審査官のモチベーションはすごく



高いままだな、というように感じております。

(長官) ありがたいね。感謝しています。

(村上) 私の周りにもきいてみたのですが、一番大きかったのは、今年度始まるに当たって、直接部長、技監の方から、考えをしっかりと伝えていただいたことです。それによって我々の進む方向がよくわかったので、「よしやっぺいこう」という気持ちになれたと思っています。そういう意味で、節目節目、もしくは重要な転換点には、その状況をぜひ伝えて頂きたいと思います。書面ではなかなかわからないところがありまして、実際に会ってお話を聞きますと非常によく分かりますので、そういう機会を設けていただければありがたいと思います。

(長官) よく分かります。ちなみに、私も年頭に何か伝えたいと思ったのは、実は去年こちらにきてから年末まで、特別会計をやめるとか、特許庁を民営化しろとか、独立行政法人にしろとか、ありとあらゆることを言われたわけです。

そこで思ったのは、やはり知財立国といっても、特許庁がどんな仕事をしているのかとか、どういう仕組みだとか、皆知らないわけです。だから少しでも知ってほしいのだけれど、それにつけても、特許庁固有の話に加えて、公務員制度全体が槍玉にあげられているので、やはり正直言って危機感を覚えるわけです。そういう特許庁という組織全体がおかれているいまの状況を、一人ひとりのかたに理解してほしいと思い、一人ひとりにしゃべるわけにはいかないから、便宜的に活字で流したのです。

(岡本) 先ほど長官もおっしゃったのですが、審査という仕事は非常にやりがいがあり、社会に与える力というものも大きいと思います。でも実際の審査というのは、書面を見て、サーチをして、書面を出す。ある意味世間と隔離されていて、あまり社会と接する機会がありません。その点、長官、技監は、皆さん特許庁の目なり耳なり口として、高い情報収集能力を持っていらっしゃると思います。企業の方などと話した際に、審査官のモチベーションにつながるような情報を手に入れましたら、問題のない範囲で結構ですので、その情報を審査官にも積極的に流していただければと思います。

(長官) わかりました。ちなみに、本当に嬉しいことなのですが、私の経験では、特許庁の仕事について、悪いことを言う人はまずいません。皆、よく頑張ってやってくれていますね、という評価です。ただもちろん、当

り前ですけれど、どんな政府の仕事でも、どの時代でも、正当なご要望はあるわけですから、外と接したときに感じたことで、皆さんにお伝えした方がいいこともあるでしょう。

一点だけ補足すれば、皆さんプロフェッショナルだから、それぞれの分野については、日本で一番、世界で一番詳しいという自負心をもってもらった方がいいのだけれど、同時に、世間についての関心、それはやっぱり持った方がいいと思います。民でできることは民としても、私は、特許の審査の仕事というのは、各国政府がきちんと責任持ってやるべき仕事だと思います。ということはやっぱり公務員なのです。そうしたなかで、普通の社会の人からすれば、公務員と言うことで括られてしまうから、それがいまでもういふふうに見られているかということ、客観的に見る目も持ってください。

## 12. 意匠審査の現状と国際出願

(濱本) 今、村上さんや岡本さんのお話を伺って、特許庁の中でも、特許の審査官と意匠の審査官のおかれている状況は、かなり違うなと思いました。というのは意匠の場合、まず滞貨がありません。基本的にファーストアクションが約7カ月で、古くても1年前の出願です。しかも、製品化することが決まっている具体的な意匠が出願されますので、自分が審査していた意匠がそのまま世に出ていることが多いのです。技術が特許されて、ある製品に応用されて、世に出ていくのではなく、自分の手元にあったものが店頭と並んでいるということが多くて、自分の仕事と社会とのつながりがすごくダイレクトなのです。

(長官) よりvisible、tangibleだよな。

(濱本) はい。意匠の場合、審査スケジュールを公表し

ているので、おそらく企業の方は、それに活動スケジュールを合わせて出願されていると思います。自分が登録査定を送った次の週に、例えば新聞に大きな広告がでることが多く、すごくおもしろいなと思っていました。

(長官) 計画的にできるわけだね。

(濱本) むしろ、一時期審査が早すぎたといわれていまして、なぜかという、もののデザインというのは、最初のインパクトが大事なので、広報活動より先に公報が出てしまうと、かえって企業にとってはマイナスだからです。企業によっては審査が早すぎるとおっしゃることもあり、最初のうちは奇妙な気がしていたのですけれど。

(長官) 今日は、特許、特許と言ってしまったけれど、ごめんなさい(笑)。特許についてはもちろん、医療特許とかeビジネス特許とか、国によっているんな違いがあります。意匠はそれに加えてそもそも審査の方式などが、先進国の中でも違いがあったりして、これから21世紀の意匠権の保護は審査方式も含めてどうかたちになっていくかというのは、特許とはまた別の問題があると思う。もちろん審査期間が昔より随分短くなったというのは皆さんの努力の成果ですが、特許の迅速化というものはちょっと状況が違うと思います。

一方で、先進国の基本として、デザインというのはもう一つの大事な競争ファクターですから、ぜひそれをうまく保護していく制度にしたいのですが、出願人のご要望は必ずしもひとつではないということが当然あります。そういう意味で、ひとつだけ申し上げたいのは、これは特許の制度全てそうなのだけれど、産業財産権制度というのは、人間が考えた制度だから、ある時代、ある考え方のもとに、その時の実態にあったものとしてスタートして、段々修正されてくるのです。先行者に利益をちゃんと保障する代わりに、公開するという、根っこの仕組みは基本的には揺るがないと思うけれど、細かい点は、常に変わっていくのだと思うのです。だから皆さんは、いろいろ感ずるところがあったら、現場からの声というのもぜひ出してほしいし、企画立案部門などによく繋いでいってほしいわけです。

意匠の世界では、日本の企業が意匠出願して、そのうち海外にも行っているというのはどのくらいですか？

(濱本) 日本が第一国の出願のうち何割が海外に出願されているのかは判りませんが、例えば、OHIM、つまり、EU圏の意匠商標庁の出願件数で見ると、一位がドイツ、二位がイタリアで、日本も非EU圏からの出願としては



濱本 文子  
(はまもと ふみこ)  
審査業務部  
生活用品  
(身の回り品及び販売用品)



上位に入っていますので、一定の割合で出願されていると思います。

(長官) デザインの審査をしていると、日本のデザインの競争力とか、いろいろ感じるころはあるかもしれない。

企画立案部門というのは、現場の実態と結びついていかないと、それはわからないのです。特許庁の強みというのは、それが両方同じところにある、しかもそれがちゃんと人事交流しているということなのです。ですから個々の審査官も、いろいろな現場で気がついたことを、うまくこの大きな特許庁という組織の中で、情報交換していくというのが大事です。私から見ると、そこがもっとあってもいいんじゃないかという気持ちが、正直あるんです。

### 1.3. 審査官の将来像

(後藤) 将来フロー審査になって、待ち時間がなくなったとしまして、審査官は、審査以外のこともする余裕ができてくるんじゃないかと思うのです。人数もこれだけたくさんいますし。その時に、審査以外にこれからどういった方面で活躍できる可能性があるのでしょうか。

(長官) それはいくらでもありますよ。例えば、未着手案件がゼロになったとしましょう。しかし、その時点でも、多分まだ完全なハーモナイズなんてできていないでしょう。先進国でも、まして途上国との関係でもできていないでしょう。国際関係の仕事をはじめ、やることがないということは全然ないと思います。

(新留) 今後私たちがインセンティブをもって、どうやっていくかということに関わることとして、将来像みたいなもの、審査官の今後というのが少し気になることです。

(長官) まず審査の仕事というのは量的にも質的にもずっと続くということです。普通の民間の企業というのは、例えば牛丼で儲かっていたけれど、あるときBSEで原料が入らないとか、いろいろなことが起きて、そのつど必死に、牛肉がダメなら豚丼だとか、いろいろ頑張るわけでしょう。

ところが、特許庁なる機能をもつ組織というのは、未来永劫必ずいるわけだし、必ずお客さんだってくる。必ず毎年、量的にも質的にも、世界でもっとも充実したお客様がいらっしゃるわけです。その点においてまず皆さんの仕事は今後とも量的にも質的にも十分のものがあると思います。確かに待ち時間ゼロになるのが望ましいけれど、仮に量的にはそこまでいったとしても、質的には

常に最先端の案件がくるのだから、この組織で仕事する限りは、飽きたとか退屈するということは、私はないと思います。

もうひとつは、仮に特許庁を離れられた後も、皆さんのそういう能力と意欲があれば、いろいろなかたちで社会に貢献していただけたらと思うのです。いまでもIPCCとか、民間側のサービスということで、いろいろ指導して下さっているかたは、大いにいらっしゃるでしょう。いずれにしても、多分特許とか意匠とかそれを審査する組織はこれからも常に必要でしょう。また、その前提として、時代の要請に応じて柔軟に対応していくことも必要です。

皆さんは、世間の普通の人がやっているのとは違う、非常にプロフェッショナルな、大事な仕事をしているのだから、それだけのプライドと自信をもって、けれども謙虚でいていただきたいと思います。

(三原) ありがとうございます。私も聞いていて、この仕事を一所懸命やっていけば、専門のプロフェッショナルとして今後も生きていける、世の中に貢献するからこそ次に生きていけると思いました。

(長官) こういうと陳腐かもしれないけれど、本当に自分が信じてきちっとやっていけば、一時期いろんな誤解はあっても、必ず最終的には世間の人とか社会は理解してくれると思います。それは決して大向こうをうならせるような立ち回りをするのではなくて、1件1件大事に誠実にやっていくことによって、信頼と評価が得られるのだと思います。

そういう意味では我々の仕事というのは地味といえど地味だけれど、社会のインフラというのはもともとそういうものなのです。特許の審査もある意味で社会に不可欠なソフトのインフラで、しかも国際競争にさらされているのだから、皆さんぜひ、プライドと自信をもってやっていただきたい。

とにかく皆さんの仕事には、終わりが無い。これからますます国際的な交流も盛んになるだろうし、ある一つの組織の中で個人の能力をこれだけ活かしながら、仕事ができるというのは、ある意味うらやましいことだと思います。

(三原) 貴重な時間をいただき、若手審査官と語っていただきまして、ありがとうございました。長官のメッセージを受けて、審査官も日々努力していかなければいけない、その糧になったと思います。

(全員) ありがとうございます。